

地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号）第 199 条第 1 項、第 2 項及び第 4 項の規定により令和 6 年 7 月及び 8 月に実施した監査の結果に関する報告を決定したので、同条第 9 項の規定により次のとおり公表する。

令和 7 年 3 月 2 8 日

岐阜県監査委員	若	井	敦	子
岐阜県監査委員	恩	田	佳	幸
岐阜県監査委員	鈴	木	祥	一
岐阜県監査委員	安	田	典	子
岐阜県監査委員	飯	沼	敦	朗

財務監査及び行政監査の結果

令和7年3月28日

1 監査の種類

- ・地方自治法第199条第1項の規定による財務監査
(同条第4項の規定による定期監査として実施)
- ・地方自治法第199条第2項の規定による行政監査

2 監査の対象

(1) 対象年度

原則として、令和5年度を対象とした。

(2) 対象機関

知事部局	213 機関のうち、2 機関	
教育委員会	98 機関のうち、0 機関	
公安委員会	60 機関のうち、0 機関	
その他(上記以外)	13 機関のうち、0 機関	計 384 機関のうち、2 機関 (表1 参照)

3 監査の着眼点

監査は、監査の対象となった事務の執行等が法令に適合し、正確で、経済的、効率的かつ効果的に行われており、その組織及び運営の合理化に努めているか等に着眼して実施した。

4 監査の実施内容

監査は、岐阜県監査委員監査基準に準拠し、予備監査を事務局書記が実地又は書面で行った後、その結果を踏まえ、監査委員が書面により実施した。

5 監査の結果

前記のとおり監査を実施した限りにおいて、是正又は改善等が必要である事項として、表1のとおり1機関において、1件の指導事項及び1件の検討事項が見受けられた。これらについては、表2のとおり対象機関に対し是正又は改善の措置を講ずるよう求めた。

表1 (監査の実施及び結果の概要)

	実施機関名		監査 実施日	実施 方法	監査結果件数			予備監査 実施日(方法)
					指摘	指導	検討	
1	総務部	法務・情報公開課	7月30日	書面	—	1	1	6月28日(書面)
2		管財課	8月22日	書面	—	—	—	7月29日(実地)
計	指摘事項等のあった機関数：			1 機関	0 件	1 件	1 件	

(注) 監査結果の区分については、次のとおり。

- ・指摘事項 是正又は改善を求める事項のうち、その程度が重大なもの
- ・指導事項 是正又は改善を求める事項
- ・検討事項 事務の執行の適正化のため検討を求める事項又は他の機関の監査の結果として所管課に対し是正若しくは改善を求める事項

表 2（指摘事項等の内容）

機 関 名	区 分	内 容
法務・情報公開課	指導事項	公務中に移動式書棚を損傷させた 2 件の毀損事故について、修繕料115,500円が支払われていたので、職員の毀損事故防止について一層の徹底を図られたい。
	検討事項	防犯カメラを設置している公の施設を対象に、個人情報としての防犯カメラ情報の取扱いについて監査したところ、21施設において防犯カメラの管理及び運用に関する規程（以下「防犯カメラ運用規程」という。）が整備されておらず、6 施設において既に廃止された岐阜県個人情報保護条例が記載されているなど、施設によって個人情報管理の水準に差異が認められた。 また、施設を所管する複数の所属長（個人情報管理者）から監査委員に対し、個人情報保護に関する事務の所管課において防犯カメラ運用規程案等の対応方針が示されるよう、要望があった。 防犯カメラの適正な管理及び運用は、公の施設だけでなくどの県有施設でも求められるため、個人情報の管理が適正に行われるよう、防犯カメラ運用規程案を例示する等の支援を検討されたい。